伊東市立養護老人ホームＬＥＤ照明設備賃貸借業務期間入札心得書

令和８年１１月２日

（趣旨）

第１条　この心得は、伊東市立養護老人ホームＬＥＤ照明設備賃貸借業務について、伊東市が行う制限付き一般競争入札において、伊東市契約規則（昭和３９年伊東市規則第４号）第４条第３号に規定する期間入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札の基本的事項）

第２条　入札参加者は、仕様書その他必要な書類（以下「仕様書等」という。）を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

２　本件入札における入札金額は、照明設備（１０年リース）及び設置工事費その他本業務に係る一切の費用を含む契約期間全体の総額（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。なお、契約に当たっては、当該金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。

（開札の立会い）

第３条　入札参加者は、希望により開札に立ち会うことができる。開札の立会いを希望する場合は、事前の申請は不要とし、開札日時までに来庁すれば立ち会うことができる。

２　前項の開札の立会いにおいて、入札参加者の代表者若しくはその従業員又は第三者を立会者とすることができる。代表者以外の従業員又は第三者が立ち会う場合は、委任状（様式第６号）を提出することとし、名刺その他所属を確認できる書類を提示すること。

（入札保証金）

第４条　入札保証金は、免除する。

（入札の辞退）

第５条　入札参加者が入札を辞退しようとするときは、理由を記した入札辞退届を開札の日の前日までに提出するものとする。

（入札書の提出方法）

第６条　入札書は、市が別に定める書式により作成し、公告に記載の提出期限までに、一般書留、簡易書留若しくはレターパックプラスなど対面配達の方式（手渡しで配達され受領確認があるもの）により郵送する方法又は直接持参する方法により、公告に記載の提出先

へ到達するように提出しなければならない。

２　入札参加者は、入札書を提出する場合は、二重封筒を用いることとし、内封筒に入札書を封入し、表面に「伊東市長」と記載し、「入札書在中」と朱書きし、当該入札の件名及び開札日時を記載するとともに、裏側に入札参加者の商号又は名称並びにその所在地及び代表者名を記載して代表者印を押印し、封かんした上で外封筒により提出するものとする。ただし、直接持参する方法による場合は、外封筒は省略できるものとする。

３　前項の外封筒には、表面に「入札書在中」と朱書きし、当該入札の件名及び提出期限を記載するとともに、裏側に入札参加者の商号又は名称及びその所在地等を記載するものとする。

４　１通の内封筒に２枚以上の入札書を入れてはならない。

５　入札書には、第２条第２項に規定する入札金額を記載するものとし、月額、年額、その他総額以外の方法による記載は認めない。

６　郵送に要する日数を十分に考慮すること。

（入札書の書換え等の禁止）

第７条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第８条　入札辞退等により入札参加者が著しく少数となり、公正な競争が困難となると認める場合には、入札の執行を取りやめることがある。

２　入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

３　開札前において天災その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

４　この場合において、入札参加者に損害が生じても、市はその責を負わない。

（開札）

第９条　開札は、当該入札場所において第３条の規定に基づき申請した入札参加者を立ち会わせて行う。

２　入札参加者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

（入札の無効）

第１０条　次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　公告記載の提出期限までに、公告記載の提出先に到達しなかった入札

⑶　第６条に規定する提出方法によらずに提出された入札

⑷　記名押印を欠く入札

⑸　金額を訂正した入札

⑹　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑺　談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

⑻　同一事項の入札について２以上を入札した者の入札

⑼　同一事項の入札について２人以上の代理人をした者の入札

⑽　前各号に定めるもののほか、この心得又は指示した条件に違反して入札した者の入札

⑾　本件入札において定める入札金額の記載方法によらない入札（例：月額又は年額で記載されたもの、総額が判別できないもの等）

（落札者の決定）

第１１条　入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が市にとって最も有利なもの）をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第１２条　予定価格を事後公表する入札で開札した場合において落札者とすべき入札がないときは、再度の入札を行うことを原則とする。再度入札の期間及び方法は、入札管理者が別途定める。

２　第１０条第１項第１号から第３号及び第７号から第１１号までの規定に基づき無効とされた入札をした者は、再度入札に参加することができない。

３　再度入札において入札参加を辞退しようとする者は、「辞退届」を提出しなければならない。

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）

第１３条　落札となるべき同価格の入札をした者が２以上あるときは、落札決定を保留し、当該入札をした者に出席を求め、くじを引かせて落札者を定める。

２　前項の場合において当該入札をした者が出席しないとき、又は出席してもくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（入札結果及び落札者決定の通知）

第１４条　開札をした場合において、落札者があるときはその者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を、入札参加者に直ちに口頭で知らせるものとする。

２　落札者が決定したときは、直ちにその旨を当該落札者に書面（電子的方法を含む。）により通知するものとする。

（契約の締結）

第１５条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して５日以内（伊東市の休日を定める条例（平成４年伊東市条例第３６号）に規定する市の休日を除く。）に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認める場合は、その期間を延長することができる。

２　落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

３　前項の場合において、落札者は、免除された入札保証金に相当する額（入札金額の１００分の１０）の違約金を納付しなければならない。

（契約の確定）

第１６条　契約は、契約当事者双方が記名押印したときに確定する。

（契約保証金）

第１７条　伊東市契約規則（昭和３９年規則第４号）第２３条の規定により、契約保証金は免除する。ただし、契約条項第５条に定める履行保証保険を付するものとする。

（異議の申立て）

第１８条　入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、設計書、図面、契約書式、現場及び業務等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。郵便事故等により入札書が提出期限までに到達しなかった場合についても同様とする。

２　郵送方法の選択に伴う一切の責任は入札参加者が負うものとする。

（内訳書の提出）

第１９条　入札参加者は、入札書の提出に当たり、入札金額の内訳書（照明機器、設置工事費等の区分を明らかにしたもの）を併せて提出するものとする。

２　内訳書の提出がない場合又は内容に著しい不備がある場合は、入札を無効とする。